



する目的」に労働に従事する目的は含まれないこと。

法務省管総第243号  
雇 発 第 1 1 号

(3) 法第16条第7項の「引き続き当該許可を与えておくことが適当でない場合」に乗員が労働に従事したことが含まれること。

平成元年3月27日

(4) 別表第二の上欄の在留資格をもって在留する者については、法律上国籍による入職制限があるものを除き本邦内での就労に制限がないものであること。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の第114回国会提出に当たり、労働省と法務省は下記事項のとおり了解する。

(5) 今回の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案においては、附則により、労働省所管の職業安定法の一部改正が行われ、第53条の2（法務大臣の連絡又は協力）が追加されるという改正がなされているため、共同協議とするものであること。

法務省入国管理局参事官  
山崎 哲夫

労働省職業安定局雇用政策課長  
伊藤 庄平

記

(1) 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第6条ただし書により、「日本国領事官等の査証を要しない」とこととされる者の範囲に本邦で労働に従事する者又は研修を受ける者が含まれることはないこと。

(2) 法第16条第2項第1号の「類似する目的」と及び同項第2号の「類似